

令和7年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和7年3月25日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第3号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について
- 議案第4号 高浜市税条例の一部改正について
- 議案第5号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第7号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 高浜市道路占用料条例の一部改正について
- 議案第9号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
- 議案第10号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について
- 議案第13号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 議案第16号 高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定について
- 議案第17号 高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第26号 令和7年度高浜市一般会計予算
- 議案第27号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第28号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第29号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第30号 令和7年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第31号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第32号 令和7年度高浜市水道事業会計予算

議案第33号 令和7年度高浜市下水道事業会計予算

陳情第1号 Cumayas. Sean Andrewさんのなごやか中学入学に関する陳情

日程第2 議案第34号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第18回）

日程第3 議員提出議案第1号 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第4 議員提出議案第2号 高浜市議会委員会条例の一部改正について

日程第5 議員提出議案第3号 高浜市議会会議規則の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩		
副	市	長	深谷直弘	
教	育	長	岡本竜生	
企	画	部	長	木村忠好
総合政策グループリーダー				榊原雅彦
ICT推進グループリーダー				平川亮二
総	務	部	長	杉浦崇臣

財務グループリーダー	本 多 征 樹
市 民 部 長	岡 島 正 明
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	磯 村 和 志
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 査	森 本 将 史
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、3月18日に議会運営委員会が開催されておりますので、この結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

10番、北川議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る3月18日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より議案第34号が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、議案上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

また、議員提出議案として提出します議員提出議案第1号 高浜市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について、議案第2号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、議案第3号 高浜市議会会議規則の一部改正について、以上3件の取扱いについて検討した結果、本日、

日程を追加し、上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

皆様方の格段の御協力をお願い申し上げ、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 本日の議事日程は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、議案第34号及び議員提出議案第1号から議員提出議案第3号、以上、議案4件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりといたします。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 常任委員会及び特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務建設委員長、長谷川広昌議員。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 登壇〕

○総務建設委員長（長谷川広昌） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る3月17日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案8件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第3号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第4号 高浜市税条例の一部改正について、委員より、引用する法律の条項のずれを修正するということだが、この法律の一部改正の内容はという問いに、引用元の法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、個人番号カードを代替する仕組みを規定するため、新たにカードを代替電磁的記録という定義の追加との答弁がありました。

議案第5号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第6号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第7号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第8号 高浜市道路占用料条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第9号 高浜市公共下水道条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第10号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号は、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で、委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、次に福祉文教委員長、鈴木勝彦議員。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○福祉文教委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の報告をさせていただきます。

去る令和7年3月18日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案8件、陳情1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第11号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、委員より、改正による影響額はとの問いに、月例給の最低水準の引上げと扶養手当の見直しは特に影響がない。地域手当の見直しは、これまでの6%から8%に引上げになることで、正職の影響額で約2,536万円、会計年度職員の引上げで約600万円の影響、通勤手当の見直しでは影響はないとの答弁。

議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について、委員より、定数変更の理由はとの問いに、例えば指定管理とか委託業務などを直営に戻さなければならなくなった場合を想定して、急な事業拡大で大幅に職員を増員しなければならなくなる場合が生じたときのために、余裕を持たせ必要最低限の人数で最小の経費で最大の効果をと定められているので、職員配置を行っていますとの答弁。

議案第13号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、委員より、条例を改正するに至った経緯についてはとの問いに、育児・介護休業法が改正され、超過勤務の免除の見直し等を行うよう示されたので条例改正を行い、制度の周知、介護休暇を取得しやすい環境整備を目指しますとの答弁。

議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、女性センターの指定管理の範囲が変わるのかとの問いに、現在、小会議室、和室Bが指定管理の範囲で業務を行い、範囲については変更の協議を行い、本議案が可決され施

行される段階で指定管理の契約の変更を行うと答弁。

議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、委員より、ショールーム利用について、ほかの業者から使いたいという問合せがあったのか、今も継続利用されているが、お客さんからの利用状況や評価はどの問いに、ほかの業者からはありませんとの答弁。いきいき広場2階には介護・障害などの相談の窓口があり、同じフロアで介護福祉商品の相談もできて、とても利便性が高いと好評をいただいているとの答弁。

議案第16号 高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定について、委員より、高浜市の児童クラブは全て公設公営という理解でよいのかとの問いに、北児童クラブについては今後も公設民営で、その他、翼児童クラブ・高取南児童クラブ・東海児童クラブについては公設公営で、それ以外は公設民営となりますとの答弁。

議案第17号 高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、市民からすると分かりづらいと感じるが看板など付け替えして分かりやすくするのかとの問いに、多文化共生拠点施設について分かりやすく表記をする予定をしておりますとの答弁。

議案第18号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、高浜市の家庭的保育施設の場合、保育支援内容及び代替保育に関わる連携協定を行う保育等について具体的にどのように行っているかとの問いに、市内の家庭的保育「からんこえ」と小規模保育「おひさま」については知多学園と社協が保育連携施設となり、それ以外は吉浜北部保育園が連携施設となっております。

次に、陳情第1号 Cumayas. Sean Andrewさんのなごやか中学入学に関する陳情、この件につきましては提出者より意見陳述の申出がありましたので、陳述者より意見陳述を実施いたしました。委員より、あまりにも個人的で個人の資質や生活など市議会で諮る陳情としては大変申し訳ないが不適切だと考えておりますので、不採択でいくことがやむを得ないと考えております。

他の委員より、非常に心情は分かりますが非常に個別な案件になるので、今回大変申し訳ないですが不採択ということをお願いいたします。

他の委員より、海外から来ている方は今後増えると思うし、学齢超過の問題も今後増える。高浜市の子供としてどう我々が教育をきちんと受ける権利を保障してあげるかが大事だと思うので賛成との意見。

なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第11号、議案第12号、議案第13号、挙手全員により原案可決。議案第14号、議案第15号、挙手多数により原案可決。議案第16号、挙手全員により原案可決。議案第17号、挙手多数により原案可決。議案第18号、挙手全員により原案可決。陳情第1号 Cumayas. Sean A

n d r e wさんのなごやか中学入学に関する陳情、挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で、委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、次に予算特別委員長、荒川義孝議員。

〔予算特別委員長 荒川義孝 登壇〕

○予算特別委員長（荒川義孝） 御指名をいただきましたので、予算特別委員会の報告をさせていただきます。

本会議より付託されました案件は、議案第26号から議案第33号までの8議案であります。

委員会は3月11日、12日の2日間開催し、まずは正副委員長の選出を行い、委員長には私、荒川義孝、副委員長には今原ゆかり委員が選出されました。

付託されました議案8件について、11日は委員1名欠席、12日は委員全員出席、当局は市長をはじめ関係職員出席の下、審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

審査方法においては、一般会計予算についてはまず総括を行い、その後、歳入歳出ともに款ごとに、特別会計並びに企業会計については歳入歳出一括にて審査を行いました。

議案第26号 令和7年度高浜市一般会計予算の総括について、委員より、令和7年度の予算編成のスローガンを昨年度に引き続き「未来に繋ぐ変革予算」と掲げられているがどのような予算かの問いに、DXやGX推進、子育て施策などの財政需要も一層高まりを見せているなどの行政課題に着実に対応していくことが求められている。

非常に厳しい財政状況で、職員一人一人が予算編成を自分ごととして捉え、知恵や経験、アイデアなど持てる力を最大限に発揮し、事業の見直しを行う際は今後のDX化などに伴う行政事務の変化や効率化を考慮するとともに、歳入面では国や県の補助金等の確実な確保を図り、歳出面では既存事業の目的や必要性を見直し、効率的・効果的な事業の推進を行うなどにするなどの将来を見据えた予算編成となったと答弁。

他の委員より、初めて予算規模が200億円を突破したということで当局としてどのように捉えているのかとの問いに、当初予算規模が過去最大となったことは、物価や人件費高騰などの外的な要因の影響があったこと、また公共施設の推進プランについては、港小学校の長寿命化改良工事に取り組んでいくが、併せて市民サービスの向上、また子供たちの教育環境の向上などの観点

もしっかり踏まえながら取り組んできた結果、財政規模が過去最大になったとの答弁でした。

1 款市税について、法人市民税について委員より、法人市民税の不均一課税を16の自治体が実施しているが、資本金10億円以上の法人に対して、法人税割の標準税率6.0%から制限税率8.4%にした場合、約3億8,000万円の増収となる。市の財源が厳しい中、資本金10億円以上の企業に対して不均一課税の導入についての考えはとの問いに、対象となる企業の皆様に標準税率を超えた税負担に対し納得いただけることが最も重要であり、現在の法人税割の基本的な方針は課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げるという考えの下、法人税の実効税率の引下げが行われている。したがって、現時点で本市においては市内の企業の皆様に納得いただける特別な事情が見当たらないので、資本金等による不均一課税の導入は考えていないとの答弁でした。

2 款地方譲与税、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金については質疑はありませんでした。

6 款法人事業税交付金について、委員より、減額の理由はとの問いに、県から示される資料を参考に積算している。県の資料によると交付の対象となる法人事業税の収入減少が見込まれることが示されたことに従い、減額を見込んだとの答弁でした。

7 款地方消費税交付金については質疑はありませんでした。

8 款環境性能割交付金について、委員より、減額の理由はとの問いに、県から示されている資料を基に積算し減額を見込んだとの答弁でした。

9 款地方特例交付金について、委員より、減額の要因はとの問いに、令和6年度は定額減税分の措置ということで大きく増額したが、令和7年度はそれが見込めないためとの答弁でした。

10 款地方交付税について、委員より、普通交付税がゼロということで計上されていないが、普通交付税の考え方はとの問いに、交付税法に基づき算定をされると認識しており、その法に基づいた算定により、令和7年度は不交付になるということが見込まれたことから、来年度はゼロということで計上したとの答弁でした。

11 款交通安全対策特別交付金については質疑はありませんでした。

12 款分担金及び負担金について、委員より、老人福祉施設措置費負担金の減額理由はとの問いに、令和6年度当初予算算定時は15名分を計上したが、本年度は1月末現在12名の入所となっている。令和7年度当初予算については、この12名に1名を追加して13名で計上したので、前年度比2名減ということで減額しているとの答弁でした。

13 款使用料及び手数料について、委員より、いきいき広場使用料の増額理由はとの問いに、シヨールームの使用料を44万円ほど計上したとの答弁でした。

14 款国庫支出金について、委員より、児童手当負担金は児童手当の法改正により、もらう条件が変わり増額としたのかとの問いに、国の負担割合が増加したことと、対象者が拡大したことにより増額となったとの答弁でした。

15款県支出金について、委員より、ラーケーション推進事業委託金は初めて支出金があるが、歳出のどの部分に充てるのかとの問いに、校務補助員としてのスクールサポーターの謝礼報償金に充てているとの答弁でした。

16款財産収入について、委員より、普通財産貸付収入が減額となっている理由はどの問いに、高浜市社会福祉協議会に貸し付けていたグループホーム「あ・うん」の貸付が、令和6年度で終了することからの減額との答弁でした。

17款寄附金について、委員より、ふるさと応援寄附金は昨年度1億2,000万円だったのに対して1億円となっている理由はどの問いに、令和6年度については3月補正で減額をして7,500万円を見込むということで補正をかけている。令和7年度については一つの区切りである1億円を目指したいというところで計上しているとの答弁でした。

18款繰入金について、委員より、各繰入金の繰入れ後の額はどの問いに、残高の見込みとして財政調整基金が8億9,006万円、公共施設整備基金は213万円、港湾環境対策基金は3,200万円、教育振興・子育て支援基金が108万円、森林環境譲与税基金が630万円、都市計画事業基金が63万円、まちづくりパートナーズ基金が93万円、職員研修基金が280万円、たかはま夢・未来基金が77万円との答弁でした。

19款繰越金については質疑はありませんでした。

20款諸収入について、委員より、自治総合センターコミュニティ助成金が新規で上がっているが、その内容はどの問いに、毎年まちづくり協議会が必要な備品を整備する際に活用しており、3月末に交付決定されることが常となっている。例年6月補正予算で計上しているが、令和7年度においては毎年状況から当初予算から計上したとの答弁でした。

21款市債について、委員より、総務債のふれあいプラザ改修事業、民生債のいきいき広場、老人憩の家、児童福祉債で保育園の改修事業、それぞれの充当先はどの問いに、総務債のふれあいプラザ改修事業は南部ふれあいプラザの非常用階段改修工事に充当、民生債のいきいき広場改修事業はいきいき広場の高圧変電設備経年劣化対策工事費に充当、老人憩の家の改修事業については、高浜老人ふれあいの家改修事業費に充当。保育園改修事業は吉浜北部保育園の遊具の設置工事費に充当との答弁でした。

次に、歳出につきまして。

1款議会費については意見はありませんでしたが、各代表者会議で質疑が行われていたため、質疑としては取り扱いませんでした。

2款総務費について、委員より、町内会運営支援システム使用料は若干増額となっている。取組開始間もないが、現在の状況はどの問いに、令和6年12月にシステム事業者と契約をしてモデル的に先行して実施を希望する6町内会に3月の初め、正副会長向けに説明会を開催。今後3月中下旬にかけて、管理者となる6町内会には管理者向けの説明会を実施。その後、一般会員にシ

システム、アプリの導入のPRを行っていくとともに、本格運用を始めていく。

また、年度当初に町内会行政連絡会で実用報告をいただき、導入していない町内会にも導入と活用の周知を予定しているとの答弁。

他の委員より、キャッシュレス決済導入業務委託等について、具体的にあいち電子申請・届出システムではどのような手続に対して支払い手続ができるのか。また、他市もいろいろな手続をされているが、本市でも同様なものが使われるのかとの問いに、本市として今後取り入れていくものは、他の自治体を例に、現在住民票を郵送で発行する場合、市外の方への発行は郵便小為替を送付する手続となるが、このサービスを使うことによりキャッシュレスでの支払いが想定できると答弁。

他の委員より、被災者支援システム構築業務委託料について導入の効果はとの問いに、家屋の被害認定調査の時間短縮、罹災証明発行の迅速化、被災者情報の台帳管理により、誰も取り残さない生活再建支援、避難行動要支援者の安全な支援など、最新の情報を用いたデジタル化により、効率的に被災者の生活再建支援を図ることができるとの答弁でした。

3款民生費について、委員より、太陽光発電設備整備工事設計業務委託について、このタイミングで計上した理由と設計の概要はとの問いに、計上理由は令和5年度に策定した公共施設太陽光発電設備導入調査の導入スケジュールに基づき予算を計上。設計の概要は、高浜小学校の校舎の陸屋根、メインアリーナとサブアリーナの折半屋根、高浜児童センターの瓦屋根に太陽光発電設備を設置するための業務委託であり、導入調査報告書から今回の太陽光発電の出力規模は約141キロワットで375ワットのパネルを375枚の設置が最適規模と試算されて、令和8年度の設置に向けて設計業務を行うものとの答弁。

他の委員より、子育て世帯訪問支援業務委託について、育児・家事支援を行い、家庭や教育環境を整えるための具体的な支援の流れはとの問いに、こども家庭庁では、母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども子育て世帯に確実に支援を届けるためにサポートプランを作成している。利用申請者の方とサポートプランを作成し、本人・事業者・保健師・専門家と話をして事業の説明を行い、訪問支援の日程を定めて進めていくような流れになるとの答弁でした。

4款衛生費について、委員より、廃棄物処理施設整備構想検討負担金を7年度当初予算に上げた理由と負担金という形で計上した理由はとの問いに、廃棄物処理施設の将来的な運営を決定する必要があるため予算措置を行った。負担金とした理由は、碧南市との協議において廃棄物処理施設の整備構想の検討に伴う業務委託を実施することになり、業務委託の契約事務や支払いを碧南市が行い、その一部を本市が負担することとなった。負担割合は衣浦衛生組合の負担割合に準じて、碧南市が約6割で、本市が約4割の負担を予定と答弁。同委員より、実施する内容はとの問いに、（仮称）廃棄物処理方針等検討委員会の開催と、検討委員会の運営を支援する検討調査の業務委託を実施する予定との答弁でした。

5款労働費については、質疑はありませんでした。

6款農林水産費について、委員より、委員等報酬が減額となっている理由はとの問いに、農業委員会委員の報酬が減額した理由について、過去の実績を基に算出しており、農地転用の現地確認の件数の減少が主な要因との答弁でした。

7款商工費について委員より、コミュニティ交通費、チョイソコたかはまについて、現在までの状況はとの問いに、現在の運行状況は本年2月末時点の利用者の登録件数は2,514人、1日当たりの平均乗降者数は45.8人で、実施前の25.9人と比べると増加傾向、停留所の数は211か所となっているとの答弁。

他の委員より、コミュニティバス運行事業について現在の課題、また待ち時間の解消に対する考えはとの問いに、様々な利用者の声をお聞きしているが利用者のアンケートの中での確に利用者の考える課題を把握していきたいと考える。待ち時間については、おおむね9割以上の方が19分以内に乗れているというデータがあり、大きな課題にはなっていないと捉えているとの答弁でした。

8款土木費について、委員より、廃棄物処理手数料が新たに計上された理由はとの問いに、道路、水路の清掃で発生した産業廃棄物の処理費用となるとの答弁。

同委員より、路面下空洞調査業務委託料の令和7年度の内容はとの問いに、令和7年と8年にかけて2級市道約20キロ、15路線を調査する予定しているとの答弁でした。

9款消防費について、委員より、機械器具費が新たに計上されている理由はとの問いに、消防団で移動式ファンのミスト発生器を購入するため、77万円を計上しているとの答弁でした。

10款教育費について、委員より、給食運営事業において、自校方式でそれぞれの学校の特色を出しながら、おいしい給食を提供することは1つの自慢であったと思うが、公会計化によるメニューの統一化によって個性が損なわれることがあるのかという懸念。公会計化を実施していく中で、賄い材料を納める業者、それを作っている方々などに迷惑がかからない方式を模索していかなければならないと思うがその考えはとの問いに、統一化と言いつつも、栄養教諭が集まって知恵を絞り検討することにより、これまで1人では発想できなかったメニューの献立が新たに生まれてくるという期待をしている。また、賄い材料は当然市内業者を中心に今後も発注をかけていきたいという考えである。これまで学校でお世話になってきた市内事業者には入札に参加していただくよう働きかけを行っていく。半加工品等については1年を通じた契約ということではなく、期間を絞ってそれぞれ入札を行っていくという形で進め、市内業者には過度な負担がかからないように考えていきたいとの答弁。

他の委員より、南中学校外壁等改修工事について、外壁改修工事においてアスベストへの対策は含まれているかとの問いに、令和6年度予算において設計を行いアスベストの調査も行った。南中学校の外壁についてはアスベストの含有はなかったという報告を受けているので、計画どお

り工事を進めていきたいとの答弁でした。

11款災害復旧費については質疑はありませんでした。

12款公債費について、委員より、償還の中で利率が一番高いものと低いものはどの問いに、利率の高いものは3.15%、低いものは0.001%の借入れとなっているとの答弁でした。

13款諸支出金、14款予備費については質疑はありませんでした。

議案第27号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、委員より、今後の滞納者についての扱いはどの問いに、滞納者への対応については督促状を送る、納税相談に対応するなど適切に対応していきたいとの答弁でした。

議案第28号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計予算について、委員より、現在、基金積立金の残高はどの問いに、約7,400万円となっているとの答弁でした。

議案第29号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、委員より、積立金は必要かとの問いに、非常に多くの市民に御利用いただき、老朽化している部分もあることから、今後の大規模改修等のために基金を積み立てているとの答弁でした。

議案第30号 令和7年度高浜市介護保険特別会計予算について、委員より、年々滞納者数が増えている状況であるが対策についてはどの問いに、督促を行っていくことに加え、近年コンビニ納付やスマートフォンで納付できるようにしているとの答弁。

同委員より、調整交付金は6年度は2.75%を見込んでいるとのことだったが、7年度は何%を見込んでいるかとの問いに、令和7年度は2.53%を見込んでいるとの答弁でした。

議案第31号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算については、質疑はありませんでした。

議案第32号 令和7年度高浜市水道事業会計予算については、委員より、耐震性を考慮した水道施設改良費が5億9,672万9,000円で、令和7年度の4億5,208万3,000円と比較すると大幅に増加している。国からの補助金は計上されていないが考えはどの問いに、国の補助金の採択基準は資本単価などの条件があり、本市の水道事業は資本単価が国の採択要件を下回っており、効率的な事業運営がされているということで、現在は補助金の採択基準の要件は満たしていない。今後、補助金のメニューや要件を満たした場合は補助金の活用を検討していきたいとの答弁でした。

議案第33号 令和7年度高浜市下水道事業会計予算について、委員より、大清水第1排水区の雨水排水ポンプ施設の整備において、令和7年度の予定と令和6年度の工事進捗状況はどの問いに、衣浦湾への放流先である既設排水吐口上流部の中吉樋門に強制排水できるゲートポンプの設備の設置を予定している。令和6年度では排水ポンプを据え付ける場所となる躯体構造物を整備しているとの答弁でした。

採決結果を申し上げます。

議案第26号、第27号、第30号、第31号、第32号、第33号は挙手多数により原案可決。議案第28

号、第29号は挙手全員により原案可決。

以上が当委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。なお、詳細におきましては、議会事務局に委員会記録がございますので御参照ください。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

〔予算特別委員長 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに、一般議案についての討論を始めます。

議案第12号、14号、15号の反対討論で、13番、倉田利奈議員。

13番、倉田議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

高浜市職員定数は市長部局の定数288人に対し、配置職員人数が264人となっています。定数を実際の職員数に対し1割程度余裕を持たせることは必要であります。しかし、教育委員会は市長部局のような余裕を持たせた定数となっておりません。福祉文教委員会において、指定管理だとか業務委託をしているところ、そういったものを直営に戻す可能性がある場合は、余裕を持たせていますが、教育委員会では特にそういったことはありませんと答弁がありました。

直営に戻す可能性は全くないと言えますし、1人の異動で条例改正している自治体はほかにあるのでしょうか。1割程度余裕を持たせた定数を教育委員会も定めるべきであると考えます。

また、高浜市の職員数は総務省の資料から全国類似団体83団体中、人口1万人当たりの職員数が最下位です。大規模災害が発生するリスクが高いとされている本市において、絶対的に職員数が足りないという状況は大規模災害に対応することは困難であり、早急に解消されるべきです。市長部局の定数を減らすのではなく、逆に増やし、それと同時に職員数を増やすべきであると考えことから、この条例改正には反対いたします。

次に、議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

高浜市多文化共生コミュニティセンターは、令和3年7月に旧店舗を借りて開設されました。現在の場所に開設されてから3年と8か月のまだ新しい施設です。開設当時、使われていない公共施設が存在していたにもかかわらず、なぜ青木町の旧店舗をわざわざ借りて始めたのか、理由

につきまして、令和3年6月議会で質疑したところ、ワンストップ型の窓口を設置していきたいという答弁がありました。ワンストップ型の窓口であれば、市役所内に設置するのが一番ではなかったでしょうか。その上、相談後、すぐに市役所に足を運べるような立地の建物であればいいなというようなところがございました。そういった観点からも条件を満たすような場所を探したところ、市役所から大体徒歩3分ぐらいで行けるような立地になっておりましたと答弁がありました。

このような理由で設置された施設を市役所から離れた女性文化センターになぜ機能移転するのでしょうか。市役所から女性文化センターの距離の半分の場所に、避難所としてしか利用されていない旧大山会館があることから、わざわざ離れた場所に移転することについて納得できません。

また、開設当初から耐震の保障がない施設を公共施設とすることについて指摘してきましたが、今回の移転理由はセンターが外国籍の方々に浸透し利用者が増えたことにより、イベント開催時や土曜日の日本語教室等において手狭になったこと。そして、センターの駐車場、駐輪スペースが不足しているという2点でした。耐震の保障がない施設について、市民に利用をさせ続けてきたことについて、全く危機感がないという高浜市の姿勢にあきれるばかりです。

駐車場については、旧店舗オーナーの自宅や駐車場が施設の奥にあり、多文化コミュニティセンターの駐車場を横切らないといけないといういびつな配置である公共施設であることも、私はこの間指摘してきましたし、駐車場については4台しか駐車できないことも指摘してきました。また、トイレの間口について県の人にやさしい街づくり条例にまだ違反しており、この間、全く改善がされてこなかったことも大きな問題です。たった3年余りで公共施設の機能移転を行うのはあまりにも計画性がない証拠ではないでしょうか。公共施設総合管理計画が行き当たりばったりであることの象徴の一つであります。

今回、女性文化センターに移転しますが、占有しないサロン、現和室A及び会議室AからDは一般利用者と共用で、多文化共生拠点施設の事業に使用することになります。そうなりますと、女性文化センターの設置と管理に関する条例の設置目的第1条にそぐわないことから、条例上も問題が生じることとなると考えます。

以上をもって反対といたします。

次に、議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、反対の意見を申し上げます。

今回の条例改正では、いきいき広場ショールームと女性文化センターについて新たに使用料が設定されております。いきいき広場ショールームについて、いつから事業者が販売・レンタルを行っていたのか市が把握していないことは非常に問題です。介護を担う市民にとって、いきいき広場に介護用品をレンタルや購入ができることは市民にとって利便性があることは確かです。し

かし、1社独占で使用してきたことは問題です。

公共施設において営利活動を行うに当たり、プロポーザルなどにより、よりよい業者を選定すべきではないでしょうか。今回、使用料を設定する理由について、財政的に非常に厳しくなっていることから、使用料をいただくことになったという趣旨の答弁がございましたが、財政が厳しくなったからといって、使用料を取るという条例は私は見たことがありません。公共施設で営利活動を行っている以上、使用料を徴収しなければ公平・公正な行政運営と言えないのではないのでしょうか。

そして、今回の条例では光熱水費はただとなっています。面積だったり人数とかで割り返して清算することは不可能だと思いと答弁がりましたが、なぜ不可能なのでしょう。面積案分すればいいことではないのでしょうか。また、これまで女性文化センターにおいて、高浜市婦人の会が利用していた利用料については、電気の使用料を計算し使用料に含んでいました。なぜ今回は不可能とするのか、全く理解ができません。

女性文化センター内の高浜市文化協会が利用する相談室についても、新たに使用料が設定されました。これまで女性文化センターの事務室の一部を使用していたようですが、なぜ使用料を取ってこなかったのでしょうか。

高浜市文化協会には補助金を出しているの、補助金から使用料を頂かなければならなかったと考えます。また、相談室の一部を高浜市文化協会が占有することになり、占有部分以外の場所については共有スペースとなります。このような利用設定で共有スペースが有効に活用できるのでしょうか。利用料金については、いきいき広場ショールームやほかの施設とも設定がばらばらで一貫性がなく、公平・公正な利用料金設定ではありません。

以上をもって反対の理由とし、討論を終わります。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、議案第14号、15号、17号の賛成討論を、1番、橋本友樹議員。

1番、橋本議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第14号、15号及び17号について、市政クラブを代表し賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本議案では、高浜市多文化共生コミュニティセンターを高浜市多文化共生拠点施設として女性文化センターに移設するといったものでございます。現在の共生コミュニティセンターが手狭となり、また駐車場も不足している点、また女性文化センターのほうはコロナ禍以降、利用件数が減少している。現在の和室B及び小会議室を共生コミュニティセンターとして占有使用すること

に何ら問題はなく、公共施設の有効利用として理にかなっているものと考えております。

また、一般市民が利用する女性文化センター内に共生コミュニティセンターが設置されることにより、共生コミュニティセンターを利用される外国籍の方と女性文化センターを利用される一般市民の方との新たな交流が生まれることも期待ができます。さらに、現在のコミュニティセンターの土地建物はお借りしているわけですから、これをお返すことで賃借料が不要になることも付け加えて申し上げます。

次に、議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について。

いきいき広場ショールーム、女性文化センターの談話室の一部に、新たに使用料を設定するといったもので、いきいき広場ショールームは平成8年のいきいき広場ができた当初から、本市と官学連携のパートナーとして長年協力をいただいている日本福祉大学さんが設立された株式会社エヌ・エフ・ユーさんが福祉用具などの展示を目的に使用されていたが、その後、利用者からの要望もあり、展示のみならずレンタル・販売をされてきた経緯があり、現在に至っていると認識しております。今までは無料でお使いいただいていたわけですが、先方と協議し、令和7年度から使用料を頂くことになったのは現状に合わせた設定であり、十分理解ができるものであります。

次に、議案第17号 高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

女性文化センターの設管条例では、第1条で女性の多様な学習需要に応え、生涯学習及び学習の成果の活用を提供するとともに、女性の交流を図り及び学習情報の提供に資するため設置するとあります。

今回の改正では、利用者の範囲を定めた第3条を削るといったことであります。従来では利用者を市民及び近隣市の女性と限定していました。この3条を削っても第1条にある設置の目的に何ら影響を及ぼすものではないと考えております。

平成7年に設置された当時の社会情勢を考えれば、利用者を女性に限定したことは理解はできますが、現在、令和の時代にあっては時代にそぐわないものとなっております。利用者を限定せず、多くの方、市民にこの施設を使っていただくことは賛成しかありません。

以上をもちまして、この議案3案について賛成といたします。議員の皆様におかれましても賛成していただきますようお願い申し上げます、討論とさせていただきます。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、当初予算に対する討論を始めます。

議案第26号に対する反対討論、13番、倉田利奈議員。

13番、倉田議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第26号 令和7年度高浜市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

初めに、長期財政計画の提出時期について申し上げます。

本来、当初予算案は長期財政計画を前提に作成されるべきものです。これは過去の執行部の答弁からも明らかで、平成29年2月9日、公共施設あり方検討特別委員会において、当時の財政担当は長期財政計画の説明において、「長期財政計画見通しが持続可能な財政運営を確認するため、当初予算案審議の前提となるものでございますので、国の制度改正や直近の予算決算額の反映、公共施設総合管理計画の見直しに合わせた修正を行い、毎年度当初予算案上程の前にお示しするものでございます。」と答弁しています。

したがって、遅くとも当初予算案と同時に長期財政計画が示されなければなりません。当初予算案を基に、後から長期財政計画を作成するのでは意味がありません。

今回、当初予算案が提示されたのは2月18日、それから15日も遅れて3月5日に長期財政計画が示されました。今後は遅くとも当初予算案と同時に提出するよう改善を求めます。

次に、長期財政計画の議会への説明について申し上げます。

安定的な市政運営のためには持続可能な財政運営が欠かせません。現在、全員協議会で公共施設推進プランが説明されますが、その財政的な裏づけとなる長期財政計画の説明はありません。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、倉田議員。

長期財政計画等は議案第26号の反対討論に直接関係あるとは思えませんが、先ほど許可したのは議案第26号に対する反対討論ですので、そちらをお願いいたします。

○13番（倉田利奈） 関係してまいりますので、ぜひ最後までお聞きください。

当初予算編成後、財政調整基金が10億円を切っている厳しい財政状況において、なぜ長期財政計画の説明がないのでしょうか。行政を監視する立場からも議員は正確な財政状況を把握する必要があります。公共施設推進プランの説明と併せて、その財政的な裏づけとなる長期財政計画を全員協議会で説明することを求めます。

次に、基本的な事項として、現在の財政状況に対する認識の甘さを指摘します。

予算委員会の総括的な質問において、総務部長は今後40年間持続可能な財政運営ができると明言されました。本当に大丈夫でしょうか。その理由は後ほど述べます。

また、総務部長は予算ではなく決算時における財政調整基金残高が重要であるとの見解を示しました。その認識は財政を担当する部長として、無責任であると考えます。なぜなら……。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、もう一度言います。

○13番（倉田利奈） 聞いてください、最後まで。

○議長（杉浦康憲） もう一度言います。

僕は議長として許可したのは、議案第26号に対する、議案に対する反対討論ですので、自分の考えに対しての説明は避けてください。議案第26号に対する反対討論をお願いいたします。

○13番（倉田利奈） これ全て当初予算に関わってきますので聞いてください。

なぜなら、当初予算編成時点において財政調整基金が枯渇すれば、当初予算を編成することはできません。安定的な財政運営を担保する点からも、当初予算編成時の基金残高の重要性を認識する必要があることを指摘しておきます。

さらに、抜本的な行財政改革に着手する基準を平成28年3月から令和3年3月までは、財政調整基金が10億円を下回るとしていましたが、それが令和4年3月に10億円を継続的に下回るときと継続的という言葉を追加されました。この継続的に10億円を下回ると変更したことについて、さきの一般質問では総務部長自身の判断で変更したとの答弁がありました。こんなに重要な財政の根本に関わる方針を、総務部長だけの判断で変更することができるのでしょうか。

たまたま私はその変更を見つけることができましたが、その理由について議会への説明もありませんでした。分からないようにこそっと書き換えられたと思われても仕方ありません。議会に対して、変更した理由をきちんと説明すべきです。また、令和6年度と令和7年度の当初予算編成後、財政調整基金は2年続けて10億円を下回っています。公共施設等整備基金はほぼ枯渇しました。継続的に10億円を下回ると変更したことにより、安易な財政運営が継続され、急に危機的な状況になり得ることを指摘しておきます。

持続可能な財政運営の基本姿勢として、根本的な理解が不足しているように感じられることから、厳しい意見を申し上げました。また、災害や経済への急変への対応余力、長期財政計画に計上していない項目もある中で、今後40年間安定した財政運営ができることを明言する、その認識の甘さは逆に、今後の市の財政運営を綱渡りへ危機的なものにするのではないかと危惧しております。

次に、財政状況に対する認識の甘さについて4点申し上げます。

1点目、基金残高です。長期財政計画の中では基金積立の考え方として、財政調整基金については急激な景気悪化に対応するために20億円を目標とし、最低10億円を維持するよう積み立て、取崩しを行うとされています。

公共施設等整備基金については、高浜市公共施設総合管理計画に基づき、必要な額を確保するため、今後減少した場合は約10億円を目標に積立てを行うと考え方が示されています。

要するに、急激な景気悪化への対応及び高浜市公共施設総合管理計画に基づき、必要な額を確保するため、30億円程度の基金残高が目標とされています。現状はこの基金積立の考え方から逸脱している状況であります。

長期財政計画を見ますと、5年前となる令和2年度末の財政調整基金と公共施設等整備基金を合わせた基金残高は26億4,600万円でした。その後、決算ベースで令和5年度末までの3年間で7億7,700万円が取り崩され、基金残高は18億6,900万円となりました。

また、令和7年度当初予算編成後には、公共施設等整備基金がほぼ枯渇し、財政調整基金は8億9,000万円となっています。実に令和3年度からの5年間で17億5,000万円の基金が取り崩され

ています。まさに基金取崩しに依存する財政運営を行ってきたこととなります。このような基金残高でありながら、令和3年度の公共施設推進プランに突如として、かわら美術館・図書館の改修費30億円が計上されました。

また、かわら美術館・図書館……。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、何度もお話をしておりますが、予算に対する考え方、御自分自身の考え方ではなく、議案第26号の内容に対する反対討論を許可しておりますのでお願いいたします。このまま発言が続きますと、発言取消しに至る可能性もありますので御注意いたします。

○13番（倉田利奈） 7年度に全部関わってくることでからお聞きください。

○議長（杉浦康憲） 違います。許可しているのはルールがあります。当初予算の議案第26号について通告をいただいておりますので、議案第26号に対する反対討論をお願いいたします。倉田議員の別に当初予算、今後の高浜市に対する予算に対する考えを否定するものではありません。それは御自身の考えでしょうが、今回ここで討論すべきは議案第26号に対しての討論ですので、そちらを御配慮ください。

○13番（倉田利奈） はい。よろしいですか。

○議長（杉浦康憲） どうぞお続けください。

○13番（倉田利奈） 私は、この全体から7年度の……。

○議長（杉浦康憲） そちらは倉田議員の意見というのは別に否定するものではありません。

○13番（倉田利奈） お聞きください。

○議長（杉浦康憲） ここは討論ですので、討論の通告は26号に対する討論のことですので、こちらをちゃんと分けてください。ルールに従ってください。

○13番（倉田利奈） 26号の討論ですので、ぜひ最後まで聞いてください。

また、かわら美術館・図書館の事業費として令和5年度には2億5,500万円、令和6年度当初予算には2億4,000万円、令和7年度当初予算には2億1,000万円と2億円を超える事業費が計上されています。このような財政運営で本当に基金残高は大丈夫なんでしょうか。

さらに、今後の学校等の長寿命化に必要な公共施設等整備基金がほぼ枯渇したことなどを考慮すると、一層財政運営についての不安が募ります。

2点目は、実質単年度収支の赤字についてです。

実質単年度収支は財政調整基金の取崩しや前年度からの繰入金などを差し引き、より正確に単年度の収支を示すものです。決算カードを見ますと、令和4年度から実質単年度収支は赤字となり、令和4年度は3億8,000万円の赤字、令和5年度は5億4,800万円の赤字となっています。また、令和7年度当初予算を100%で執行した場合の実質単年度収支は基金繰入金7億8,200万円と、繰越金3億円が赤字要素となり10億8,200万円の赤字となります。よって、令和7年度も大幅な実質単年度収支の赤字が見込まれるということです。実質収支が黒字で、実質単年度収支が赤字

ということは、基金取崩しに依存している財政運営となっていることを示しております。

3点目、長期財政計画の反映漏れについてです。

長期財政計画は、長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うことを目的として作成されています。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。

再開は11時20分。

午前11時09分休憩

午前11時20分再開

○議長（杉浦康憲） それでは会議を再開いたしますが、ただいまの議会運営委員長との協議の結果をお話しさせていただきます。

長期財政計画につきましては、皆さん御承知のとおり議決案件ではありません。令和7年度の当初予算である議案第26号に対する議員の皆さんに対する反対討論に使われるのは適当ではないということと、あと討論の中で個人を特定しての批判というものがありませんでしたが、そちらは避けていただきたいというのが委員長との協議結果ですので御注意したいと思います。

討論を再開してください。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 予算特別委員会におきまして、当局が今後の財政への影響は長期財政計画についてシミュレーションした結果ということで、長期財政計画を基につくられたというように私これ見ているので、なのでその元が間違っていますよということを申し上げなきゃいけないのに、なぜそれが発言できないのかちょっと意味が分からないので御説明をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 発言を止めたわけではありません。別に倉田議員の長期財政計画に対する考え方は何も否定はしておりません。それは個人の見解ですのでいいです。

ただ単に、今ここでは討論をしております。さらに許可をしたのは議案第26号に対する討論です。その中では適当ではないと言っただけであります。討論を続けてください。

○13番（倉田利奈） 私は長期財政計画、非常に大事だと思います。それでなければ当初予算を組めないじゃないですか。

○議長（杉浦康憲） 討論を続けてください。

○13番（倉田利奈） なので、私は……。

○議長（杉浦康憲） 大事だと思っているのは皆さん大事だと思っております。

○13番（倉田利奈） 私は長期財政計画について発言を止められるということは、私はあり得ませんし……。

○議長（杉浦康憲） 討論というのは、僕に対してじゃなくて当局に対してではありません。議

員さんに対して賛否を問う前に、自分の考えを通して賛否を変えてもらう、そういったための討論ですので、議員さんに対して届く討論をしていただければと思います。

どうぞ討論を続けてください。

○13番（倉田利奈） 私は議員の皆様に対して、本当に今、長期財政計画が危ない、それによる当初予算もどうなのか、問題じゃないかということをお願いたくて、ここで言っているわけなんです。なので、なぜそれが言えないのか、すごく残念です。

○議長（杉浦康憲） 言えないではありません。ここでは範囲ではないと言っているだけです。

〔「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） セCONDされる方いますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） では、暫時休憩。

再開は11時30分。

午前11時22分休憩

午前11時26分再開

○議長（杉浦康憲） では会議を再開します。

反対討論を続けてください。

○13番（倉田利奈） 今、市長は、私の発言が虚偽だと言われましたが虚偽ではありません。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。暫時休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○議長（杉浦康憲） それでは会議を再開します。

討論を続けてください。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 実質単年度収支につきまして私は赤字になったら非常に問題があるということで、ここで申し上げております。100%執行した場合の実質単年度収支について申し上げております。その部分を皆さんに一番分かってほしいんです。それを私の、何か間違いとか、かわいそうとか、先ほど休憩時間に言われましたけれども、そういうことはやめてください。

私、先ほど言っているように、長期財政計画がこのまま成り立たないから、来年度の予算編成、これでいいのかというところでお話をしておりますので、しっかり聞いていただきたいと思えます。

これ長期財政計画が、これまでも指摘しておりますが、市役所本庁舎の経費についてリース期

間満了後の記載はございません。現時点で決まっていないから経費を見込まないのではなく、現状の延長線上で庁舎関係の経費を見込んでおくべきです。

また、ごみ処理施設に係る投資的経費についても計上がありません。衣浦衛生組合からはクリーンセンター衣浦整備構想で今後の事業費見込みが示されています。市政の根幹を揺るがすような大きな金額です。

この2つの経費を見込むだけで、長期財政計画は成り立たなくなるのではないのでしょうか。とても40年間安定した財政運営ができると明言できる状況ではありません。

4点目は、効果の薄かった外部有識者の活用についてです。

予算編成方針には、行政経営改革研修及びヒアリングの内容も踏まえた既存事業の見直しが掲げられ、外部有識者の活用効果としてレガッタの取りやめと市有バスの廃止が答弁されました。そもそも何を目的に外部有識者を活用したのでしょうか。この程度のことは外部から言われるまでもなく、行政内部で実施できることではないでしょう。行財政運営の改善を外部に頼る姿勢に疑問を感じます。残念ながら当初予算編成において市長のリーダーシップを感じることはできませんでした。

次に、予算案の問題点を指摘します。

まず、歳入について申し上げます。

高浜豊田病院駐車場貸付収入が380万円増額されています。なぜ市が地主と契約し、刈谷豊田総合病院に転貸するのでしょうか。かわら美術館駐車場も同じように行ってきた経緯がありますが、地主との契約は市が直接使用する場所に限定すべきです。

歳入の小学校・中学校給食費について、就学援助児童生徒分も歳入で見込んでいるとの答弁がありました。就学援助費支給において、給食費分は一度保護者に渡し、市の会計に入れてもらうようですが、事務簡素化の観点からも就学援助費支給時点で市の給食費歳入に振り替えて、給食費未収が発生しないように対応の変更を求めます。

次に、歳出について申し上げます。

町内会運営支援システム使用料について、現在6町内会が検討をしているとのことでしたが、高齢者はスマホを持っていない方も多く、また私の周りには導入されても特に利便性を感じず、登録にメリットを感じないと言われる方がほとんどです。紙とデジタルのダブルスタンダードになり、逆に町内会の手間が増えるのではないのでしょうか。

南部ふれあいプラザ改修工事費について、今年度改修工事を実施、完了し、その翌年、来年度にまた追加工事を実施する。そもそも事前にしっかりと設計できていないことのあかしです。その上、南部ふれあいプラザとパン工房棟の間のひさしについては、所有者が不明のまま今日まで来ていることに驚きを隠せません。市が設置したものでなければ不法占拠になることから、警察へ届出する必要があります。所有者不明のまま市民の血税を投入し撤去するのであれば、市長の

責任が問われます。

また、撤去するひさしは南部ふれあいプラザとつながっていますが、ひさしを含んだ状態で南部ふれあいプラザは耐震強度について計算されていないと思われます。よって、撤去までの間、南部ふれあいプラザは耐震について保障されていない施設と考えますので、市民の利用を中止すべきではないでしょうか。

広報たかはまの配布について、町内会加入者には費用をかけて自宅まで届ける一方、未加入者は近くのコンビニや公共施設に設置しているから取りに行ってもらおう。市内の世帯をこれ以上分断するのはやめていただきたいと申し上げます。自治基本条例に掲げる情報共有のためにも、全世帯公平な対応を求めます。

高浜市ふるさと応援交付金について、まちづくり協議会には必要な事業費を全て交付しているのに、なぜふるさと応援交付金を別途支給するのでしょうか。市民からもばらまきとしか見えないと非難の声が届いております。交付対象からまちづくり協議会を除くよう求めます。

重層的な支援体制について、国が掲げる居住支援については高浜は行わないと答弁がありました。この物価高における低所得世帯の生活はますます苦しくなってきます。家賃滞納や高齢者への賃貸物件貸し渋りなどの問題に対応できるよう、制度の整備や不動産会社との協定締結など、様々な課題に対応できる体制を求めます。

障害者福祉サービス等給付費及び障害児給付費については、実績見込で予算計上をされていますが、伸び率については見込んでいないという答弁でした。障害児福祉サービスについては3年平均10%の伸び率、障害児給付費については25%の伸び率があると答弁されたことから、この予算で充足しているのでしょうか。来年度補正予算を計上することがないようにお願いいたします。

小学校の不登校は、令和5年度の不登校出現率3.9%119人、令和6年度3.5%102人と、全国2.1%や愛知県2.3%と比べ高くなっています。新たな不登校を出さないといった精神論ではなく、困っている家庭が多いことも踏まえて具体的な対策を求めます。

たかはまこども園の駐車場整備費について予算計上されております。高浜小学校等整備事業（PFI事業）も完了し、こども園の入り口として、こども園東側にスロープと門を設置し、たかびあの駐車場から入れるようになったことで、子供の送迎がとても便利になりました。来年度新たに整備する園西側の駐車場に保護者は車を止めるのでしょうか。本当に子供の送迎に駐車場が必要であると言うのであれば、土地開発公社ではなく市が直接購入し、直ちに整備することをなぜしなかったのでしょうか。土地の購入から整備まで、ここに財源を投入する理由が分かりません。

吉浜北部保育園については、平成28年に発表された公共施設総合管理計画によると、ハコモノ施設の保全優先度の設定では、総合劣化度と施設重要度を合わせた結果、1番に手をつけなければいけない施設に位置づけられています。

平成29年度公共施設推進プランでは、平成31年度に大規模改修を行う予定となっていました、
どんどん後送りとなり、とうとう令和6年度公共施設推進プランでは、令和7年度、8年度が大
規模改修となりました。しかし、来年度予算に吉浜北部保育園については遊具設置工事費のみで
改修工事費は計上されておられません。これまでの答弁で躯体は大丈夫であるとお聞きしましたが、
躯体とは建築物の骨組み部分で、建物全体を支える構造体のことです。しかし、外壁から飛び出
ているコンクリートのひさしはひびが入っていることから、構造体以外の部分については老朽化
が進んでおり、乳幼児に被害が及ばないか非常に心配です。いつになったら安全な保育園になる
のでしょうか。

高浜総合サービスの委託事業については、来年度31事業が予定されております。50万円以下の
契約については、複数社からの見積りにより随意契約が可能ですが、ほかの契約については随意
契約できる事業がないことから、市が積算し入札をしなければなりません。

高浜市の契約ガイドラインによると、高浜市総合サービス株式会社は随意契約ができるとなっ
ていますが、このガイドラインは地方自治法などに違反しておりますので、来年度は違法な契約
を行わないよう申し上げておきます。

次に、議会の予算について申し上げます。

令和6年11月21日、高浜市議会各派代表者会議において、議長より令和7年度の議会予算が提
案されました。その提案では常任委員会の視察に係る予算が提示されていませんでした。提示さ
れない理由について、近年未執行が続いており、行き先が決定した段階で補正予算を考えている
と議長が見解を示し、御意見がある場合は議長まで資料の提出をお願いいたしますと発言されま
した。

私は補正予算で上げる事案でないということについて、意見書を議長に提出しました。その後、
令和7年2月18日の各派代表者会議において、議長は私の意見に対し、「以前説明しましたとお
り常任委員会の視察については2年間未執行であることから予算計上しません。」と発言し、他
の議員の意見を全く聞くことなくばっさり切り捨てられました。なので、今回の議会予算につ
いては賛否も取っていないことから、議会の総意ではなく議長の独断です。高浜市議会基本条例第
5条では議長の責務がうたわれており、議長は民主的な議会運営に努めることとなっていますが、
これでは全く民主的な議会運営とは言えません。

また、補正予算はこれまで言っているように、天災や災害によって必要となった予算措置や国
県の補助金、負担金、交付金の確定など、当初予算時では予期できないものに対し行うものであ
り、今回のように補正予算を前提として作成されるものではありません。よって、議会の予算に
ついても賛成できません。

最後に、歳入を増やす努力について予算特別委員会でお聞きしましたが、市税徴収率の向上が
大きなもので、それ以外については細かいものが切りがないが、例えば広告収入という旨の答弁

がありました。残念ながら普通交付税について交付団体となる戦略やお考えがありませんでしたが、この普通交付税こそが高浜市の財政運営を今後安定的なものにすると私は確信しています。

この間、私はこの普通交付税について財政の研究会に参加し勉強してきました。勉強会に参加された講師の先生や先輩議員からは、高浜市が不交付団体であることをお伝えすると大きく同情してくれます。そして、来年度予算には国勢調査の予算が計上されていますが、この国勢調査こそがその鍵となります。普通交付税の算定は、基準財政需要額が大きく関わってきます。そして、その基準財政需要額の算定には算定項目と測定単位が関わってきますが、その一つが道路の面積や道路の延長となります。

しかし、一番大きく関わってくるのが人口です。ここでの人口は住民基本台帳の数字ではなく、国勢調査での人口になります。令和2年度の国勢調査では高浜市は人口が4万6,106人となっており、住民基本台帳の人口4万9,195人より3,089人も少なくなっています。近隣自治体において調べたところ、高浜市のように住基人口と国調人口が乖離している自治体はありませんでした。

交付団体である知立市は住民基本台帳の人口7万2,281人に対し、国勢調査は7万2,193人で誤差は僅かマイナス88人です。人口規模からすると、いかに高浜市の国勢調査による人口が少ないか分かります。そして、知立市は令和5年度決算では4億7,658万円と普通交付税が交付されています。来年度どれだけ国勢調査に力を入れ結果を残すかが今後の高浜市の財政を左右すると言っても過言ではないと考えます。

まだまだ細かいところについて反対意見を申し上げたいところですが、以上で反対討論を終わります。

[13番 倉田利奈 降壇]

○議長（杉浦康憲） 続きまして、議案第26号、賛成討論を許します。

5番、野々山 啓議員。

5番、野々山議員。

[5番 野々山 啓 登壇]

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、議案第26号 令和7年度高浜市一般会計予算について、公明党を代表し賛成の立場で討論をいたします。

初めに、市長は施政方針の中で、令和7年度の当初予算を昨年度に引き続き、「未来に繋ぐ変革予算」と位置づけ、市財政の持続可能性を確保するために枠配分予算方式を採用し、事業の見直しや効率化を進めました。

また、ビルド・アンド・スクラップの方針の下、6つの重点取組事業、子育て・教育・DX推進・環境保全・地域経済・地域共生に財源を優先的に配分したと述べられました。

また、枠配分方式にしたことによって、各部長のマネジメントにて約5億円の削減ができた予算編成であると総務部長からも御答弁があり、市財政の持続可能性を担保する予算編成と受け

止め評価しているところであります。

次に、一般会計予算の総額は209億1,570万円で過去最高額となりました。歳入の根幹である市税収入は95億1,082万円が計上されております。個人市民税は前年度比9.7%の増額を見込み、法人市民税は法人税割の増により39.9%の増額を見込んでおります。

重点取組事業のうち、安心・安全な子育て環境に関する事業では、たかはまこども園駐車場整備で保育園への送迎の際の交通渋滞緩和を目的とした予算が計上され、教育環境の向上に関する事業では中学校屋内運動場空調設備等整備工事設計業務委託については、学校施設環境改善交付金に関して、補助率が2分の1となる特例交付金の期間が令和7年度までから令和15年度までに延長され、また断熱工事については空調設備工事と同時に行わなくとも、令和15年度までに実施すれば補助対象となるよう変更されたことにより、厳しい財政状況ではありますが、国の交付金の活用を視野に入れながら、市の持ち出しの削減にも努めた予算計上となっております。

D X推進に関する事業では、文書管理システム導入を進め、さらなる文書管理事務の効率化を図るための予算計上となり、地域経済の活性化に関する事業では、瓦製鯉修繕業務委託料については令和6年度に実施したガバメントクラウドファンディングによる寄附金を基に予算計上をされ、重層的支援体制整備事業では、翼小学校区をモデルとしたまぜこぜの居場所づくりの創出と、市民等への情報発信をさらに進め、その理解が得られることを期待する予算計上となっております。

厳しい財政状況が続く中でも市民サービスの向上を目指し、新規事業の実施に必要な財源を確保し、今後の少子高齢化社会や生涯現役のまちづくり事業の継続、産業経済活性化事業への予算など、優先すべきものに重点を置いた予算編成になっていると思われま。

以上のことから、議案第26号 令和7年度高浜市一般会計予算の賛成討論とさせていただきます。

〔5番 野々山 啓 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、議案第26号、議案第27号、30号から33号に対する反対討論です。

12番、柴口征寛議員。

12番、柴口議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） それでは、議案第26号、第27号及び第30号から第33号までにつきまして、日本共産党を代表して反対の立場で討論をさせていただきます。

議案第26号 令和7年度高浜市一般会計予算について。

2025年度の一般会計予算額は209億1,570万円で、前年度比29億2,350万円増となっています。中小零細企業などにおいては物価高騰などで苦しいやりくりに追われていますが、中小零細企業に的を絞った施策は少なく、来年度も厳しい1年になるのではないのでしょうか。その下で改善が

求められる問題点としては、新たな財源確保としての施策で大企業の法人市民税に超過課税や不均一課税の実施に取り組みず、消極的な対応をしていることです。資本金10億円以上の法人に対し、法人税割の標準税率を6.0%から制限税率8.4%にした場合、約3億8,000万円の増収が見込まれます。市の財政が厳しい中、資本金10億円以上の企業に対して、不均一課税導入を行うべきではないかと考えます。現在、大企業には法人税減税が行われていますが、これが大企業の内部留保や株式配当を空前の規模に増大させる要因となっています。さらに証券優遇制度によって所得制限もなく、株式譲渡や配当所得への税率を一律10%に軽減しています。その結果、一部の資産家は億単位で減税の恩恵を受け、所得税の実効税率は累進性を喪失している状態となっています。

また、1億円を超える所得の人は税率が下がることから1億円の壁とも言われ、改善が必要となっています。また、この10年間で180兆円膨らみ510兆円を超える大企業の内部留保、これに課税し、それを財源として中小企業を支援し賃上げにつなげてはどうかと日本共産党は提案しております。

歳出では、総務費において広報配布委託料が上がっています。広報紙は現在町内会加入者や公共施設への配布となっています。しかし、町内会加入者以外も市税を納めている以上、広報紙はひとしく配布されるべきであると考えます。

ほかにリニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金が計上されています。リニアは総事業費9兆円を超える大型公共事業であり、消費電力量が東海道新幹線の3倍も必要となります。大深度地下工事においては事故が発生しており、必要な地質調査が行われているのかが問われております。建設残土の処分計画を総点検するとともに、発生者や責任を明確にするための法整備が必要です。東海道新幹線の利用者はコロナ禍の時期を除き20年間横ばいです。今では東京に行かなくてもオンラインで仕事ができる場所もあります。リニアの必要性が低いことを考慮すれば脱退を検討すべきであると考えます。

教育費では新規事業として、中学校屋内運動場への空調設備整備が計画されています。地球温暖化による猛暑の常態化、体育館の高温環境の改善という点では当然の対応であり、その必要性を強く認識しております。

しかしながら、この必要性は果たして中学校に限られるのでしょうか。小学校の体育館においても、児童の体育事業、学年行事、放課後活動、さらには地域利用も行われており、暑さへの影響は同様に深刻です。小学校への空調整備の検討に関しては、まずは中学校から整備を進め、その後、小学校も検討との答弁でした。しかし、この段階的整備という姿勢には、子供たちの命と健康を守る観点から、もっと切迫感を持った判断が求められるのではないのでしょうか。

さらに、今回の空調整備の対象である中学校体育館は、災害時には避難所としても活用される施設です。気温上昇が激しい中、夏場の避難生活では熱中症対策が生命に直結します。それにも

かかわらず、電源の確保となる太陽光発電設備の整備は中学校には予定されておらず、避難所機能との連携が不十分です。非常時の電源確保としての太陽光発電との組合せが必要ではないかと思いますが、来年度の実施設設計の中でその可能性について検討とのことでした。命を守る備えとして、こうした検討は本来もっと早い段階で進められてしかるべきです。

学校という公共施設が果たすべき多面的な役割、教育の場であると同時に、地域の避難拠点でもあるという視点を持って進めるべきであり、教育環境整備という重要課題に対する取組としては不十分であると判断せざるを得ません。よって、本議案には反対とさせていただきます。

次に、議案第27号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について。

年金生活者や非正規労働者、自営業者などの国民健康保険加入者は、近年の物価高騰により大変困窮をしています。2014年全国知事会は低所得者が多く加入する国保の保険料負担が重いのは、国保の構造問題だとして、公費1兆円の投入で高過ぎる保険料を協会けんぽの保険料並みに引き下げるよう国に要望し、その後も国保への定率国庫負担を増額することを要望し続けています。

一方、被保険者の数に応じて人頭税のようにかかる均等割、会社員などの被用者保険にはありません。2022年度から未就学児に係る均等割は半額へと軽減はなされましたが、これを18歳年度末までには拡大させるという動きは依然としてなく、国や県に対して市から働きかけを行う考えはないとのことでした。

さらに高額療養費の上限額引上げについては強い批判を受け凍結されましたが、引上げが再浮上する懸念もあります。高い国保税に加え、さらに上限額の引上げは患者の命に直結することです。治療を諦めさせないためにも白紙撤回されるべき問題です。

さて、国保に関して市長は相互扶助の立場に立っていますが、国民健康保険法は第1条でこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするとされており、国保の社会保障の位置づけは明瞭であり、認識を改めるべきではないかと考えます。国保加入者の命と健康を保障することを第一に考え、加入者の立場になった運用となっただくよう求め、本議案には反対とさせていただきます。

次に、議案第30号 令和7年度高浜市介護保険特別会計予算について。

調整交付金について、令和7年度は2.53%の見込みだとのことですが、本来この分は5%を交付されるべきものです。国は25%補助を行うべきところを20%とし、残りの5%は後期高齢者の比率や所得水準によって変動をし、これまで5%補助されたことはありません。介護施設の実待機者数がここ2年間で減少しているとは言え、令和7年2月現在まだ54人もいるとのことでした。介護の必要な高齢者が増えており、国の負担増がなければ介護保険料を増やすかサービスを落とすしかありません。

一方、高浜市の介護保険料滞納状況について、この2年間で増加してきていますが、その要因についてはお答えがありませんでした。高浜市における介護保険料は愛知県でもトップクラスの

保険料です。第9期から上乘せサービスが廃止されましたが、横出しサービスの制度は残り、これが介護保険に入れて計算されている分、高くなっております。これを市の福祉施策で行うことにすれば、引下げは可能であると考えます。よって、本議案には反対とさせていただきます。

次に、議案第31号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について。

2022年10月に1割負担の75歳以上の人の医療費窓口負担に2割負担が導入されましたが、昨年8月30日公表の厚生労働省の調査、後期高齢者医療の窓口負担の見直しの影響についてで、2割負担導入の影響で受診控えが起きていることが明らかとなりました。さらに政府は昨年9月、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口3割負担の対象拡大を検討する方針を閣議決定をし、高齢者施策の中長期指針、高齢社会対策大綱に明記しました。

現在75歳以上の窓口負担は原則1割ですが、一定所得があれば2割、現役並み所得の場合は3割です。最高では現役並み所得基準の見直しを検討するとしていますが、この3割負担の対象拡大で高齢者のさらなる受診抑制が危惧されます。医療費は命の綱であり、さらなる負担拡大によって、安心して医療にかかれなくなる人が増えることとなります。そもそも後期高齢者医療制度は年齢で区別する世界でも例のない制度であり、うば捨てとも言われるこの制度に賛成することはできません。

次に、議案第32号 令和7年度高浜市水道事業会計予算について。

豊川用水の上流部で建設されている設楽ダムですが、これが総貯水容量が9,800万立方メートル、総事業費3,000億円という巨大公共事業です。このような事業に多大な設備投資をすることが県の水道料金の値上がりにつながる懸念があります。高浜市は県水から100%を受水していることから、この水道事業会計に与える影響は大きく、結果、市の水道料金に跳ね返ってくることとなります。

設楽ダムの予定地は1960年代初め、ほとんど同一の地点に電源開発株式会社が発電用ダム建設のための調査に入りましたが、二次調査に入らず撤退した場所です。この場所は地質地盤条件が非常に悪く、ダム湖に水がたまれば地滑り、液状化、地下水汚染や漏水のおそれがあります。設楽ダム建設によって水道料金の値上げにつながるばかりでなく、環境を破壊し、流域住民に危険を押しつけることにもなりかねません。この設楽ダム建設を愛知県が推進することは許されるものではなく、市は県に対して設楽ダム建設中止を迫るべきではないでしょうか。

以上申し述べ、反対とさせていただきます。

次に、議案第33号 令和7年度高浜市下水道事業会計予算について。

水質汚染対策として、公共下水道事業は環境衛生からも大変重要な事業となっています。高浜市では従来、下水道事業は公共下水道中心で進められてきましたが、市内の地理的条件も含めて検討し、集落型下水道や合併浄化槽など経済性も総合的に勘案し、最適な下水道事業を推進する必要があります。

下水道が供用開始された地点は増えました。しかし、供用開始から5年になろうとしているエリアの接続率が、その翌年、翌々年よりも低くなっています。その要因については明確なお答えがありませんでしたが、いずれにしても下水道への接続が経済的に困難であることが問題ではないかと思われまます。現在その対応として水洗便所改造資金あっせん制度があります。しかし、これは下水道に切替えの際に発生する費用に対して、接続者が金融機関から融資を受け、その融資に係る利子の部分を市が助成するというものです。各年度2件程度の融資実績があるとのことですが、年金生活の家庭など金融機関から融資を受けることが困難な方におかれては、この先も下水道接続は無理であると思われまます。下水道接続に当たり住民負担を強いる今の下水道事業の進め方を見直し、国に対し住民負担を軽減する措置を求めるとともに、市としても負担金、接続費など住民負担の軽減を図り、下水道整備を進めていくことを求め、反対とさせていただきます。

以上をもちまして、反対討論といたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、議案第26号から33号の賛成討論で、10番、北川広人議員。

10番、北川議員。

〔10番 北川広人 登壇〕

○10番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議案第26号 令和7年度高浜市一般会計予算並びに議案第27号から議案第31号までの特別会計予算及び議案第32号と議案第33号の企業会計予算に対しまして、市政クラブを代表して賛成討論をさせていただきます。

本予算は「未来に繋ぐ変革予算」と銘打ち、国際情勢の緊迫による原油価格、物価高騰、あるいは賃金上昇の影響も考慮され、有識者のヒアリングという専門家の目線を踏まえ、前年度より33事業まで拡大して、限られた財源で事務事業の最適化を目指し、職員一人一人が予算編成を自分ごととして捉えて進めてきたと伺っております。持てる力、今、高浜市行政に持てる力を最大限に発揮したということも伺っております。中身には安心・安全な子育て環境事業、教育環境の向上事業、DX推進に関する事業、そして、地球環境の保全に関する事業、地域経済の活性化に関する事業、地域共生社会の実現に向けた事業と6つを重点事業と掲げ、まさに見事な予算編成をされたと思います。

思い起こせば、2009年に吉岡市長が誕生しました。その前年に発生したリーマンショックの影響を2年以上にわたり受けてきた財政であります。また任期16年の間には3年以上にわたるコロナ禍の影響も財政に大きく影響しました。そして、その予算編成とその執行をその中でやってきたというところ、これも今回のこの令和7年度の予算を編成するに当たる大きな高浜市の力になっていたんだというふうに思います。

厳しい財政の中、思わぬ外部要因で思った予算編成ができなかったこともあったかと思ひます。予定された事業が開催できないなど予算編成や事業執行が思うように進まない歯がゆさは本当に

よく分かります。

この吉岡市長は本定例会の一般質問答弁で今期限りの勇退を宣言されましたが、毎年度厳しい財政状況の中、吉岡市政最後の当初予算編成が来年度、令和7年度の予算編成であります。しっかりとこの令和7年度の予算を編成されたことを、吉岡市長をはじめ行政当局を大きく評価をさせていただきたいと思います。

反対討論もありましたが、当初予算というのは評価できるところはしっかりと評価をして、個別事業やその予算について反対なら、代替案や修正予算をもって反対をしなければ、単に言っただけの反対でしかなく残念でなりません。

また、長期財政計画のことを言われておりましたけれども、長期財政計画は当初予算を踏まえて、今後の持続可能な財政運営を確かめるものであると理解すべきであり、長期財政計画はなぜ議決事項になっていないかを理解できていないことも残念でなりません。

令和7年度の当初予算を100%使った場合の実質単年度収支についても言われておりましたけれども、6年度の決算もしていないのにどうして計算ができるのか、まるきり理解ができません。高浜市議会は不幸なことにライブ配信をしております。間違った数字、間違った考えをさもそうなんだと市民も間違った方向に進めさせてしまうおそれがあります。その責任は大変重いと思います。反省して修正すべきと考えております。

補正ありきの当初予算という言い方もしておられましたけれども、補正というのはその事業がよりよい事業となるように組むものであり、そして、出てきたためにおけるお金に関して基金に積んだり、あるいは一部の地域での事業を全市的に広げることが可能だというタイミング、そういったときに補正というのは組まれていると、今までもそうでしたし、今後もそうであるというふうに私は信じております。柔軟に対応する姿勢、これを逆に評価もすべきだと思います。

最後になりますけれども、この令和7年度の当初予算のスローガンである「未来に繋ぐ変革予算」の未来とは、高浜市民の未来であり、行政職員一人一人の未来であり、まさに高浜市の未来であると思います。我々は責任を持ってこの予算に賛成をし、その執行をしっかりと見届けていくことをお約束し、議員全員の御賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。

再開は13時30分。

午後0時08分休憩

午後1時30分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論です。

陳情について。陳情第1号、賛成討論で13番、倉田利奈議員。

13番、倉田議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 陳情第1号に対し、採択することに賛成の立場で討論いたします。

まず、文部科学省は国会で、在留資格のない児童生徒に対して、外国人の子供が公立の義務教育学校で入学を希望する場合、日本人児童・生徒同様、無償で受け入れると答弁しております。高浜市においては、中学校を卒業していない子供の存在を知らながら、なぜ教育委員会が卒業できるように積極的に支援してこなかったのでしょうか。碧南市では実際、学齢超過の生徒を受け入れています。前提として、教育委員会が適正な措置をしていれば、このような陳情はなかったと思います。そして、Seanさんは中学校卒業資格を得るため、夜間中学であるなごやか中学に入学することを希望しています。

このように自ら学ぶ姿勢を示しているのに、なぜ名古屋市と連携を取っていただけないのか、理解に苦しみます。現在Seanさんが入学できるのは、なごやか中学校のみとなっています。中学卒業の資格がなければ就職も難しく、高校への進学もできないことから、将来への希望もありません。高浜市として中学卒業の機会を与えるのは当たり前ではないでしょうか。

個別案件として不採択とする意見がありましたが、これまで教育委員会へ働きかけてきたようですので、今後どのようにすれば、Seanさんが中学卒業の資格を得ることができるのでしょうか。個別の案件であっても、今後、外国をルーツに持つ子供にどう支援していくかの基本的な姿勢が問われる陳情です。ぜひ議会として採択し、本人の希望である夜間中学へ入学できるようお願いいたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、陳情第1号で反対討論、3番、神谷直子議員。

3番、神谷議員。

〔3番 神谷直子 登壇〕

○3番（神谷直子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、陳情第1号 Cumayas. Sean Andrewさんのなごやか中学入学に関する陳情について、反対としての討論を市政クラブを代表としてさせていただきます。

この陳情は、NPO法人ぷらっとほ一むの理事の高須さんが市議会まで陳情のお訴えをしていただきました。また、自分のことではないのにAndrewさんのために取った行動はとても勇気の要ったことであり敬意を払っております。しかし、この陳情、高浜市の教育委員会に何とかしてほしいということでありますが、あまりにも個人的で、個人の資質や性格、生活など、私どもの市議会で諮るべき陳情としては不適切だと考えています。

陳情人のおっしゃっていた高浜市では外国籍の方が県内で多いことは重々承知しています。外

国籍の方とうまく共生していかなければいけないということももっともなことだと思いますし、当たり前のようにやっていかないといけないことだと考えております。

これは私個人で名古屋のなごやか中学校に通わせてあげたいな、時間や交通費がかかり過ぎるから、豊橋の中学校ではなく、時間や交通費もそれよりはかからない名古屋の中学校に通わせてあげたいなどの気持ちや感情とは別で、高浜市議会として高浜市の議員として諮るべきだと思っております。

また、保護者の方の働く場所、住めばその選択は自由ですが、あえて高浜市を選択されていることには感謝をしております。そして、高浜市では大家族たかしまをうたっており、子供たちは皆、宝だと考えています。ですが、豊橋に通う選択があるのに、電車代・バス代の交通費やそれにかかる時間がかかり過ぎるからと、名古屋の中学校にこの方1人だけ特別に通わずということを高浜市議会の陳情では個人的な理由過ぎて受けることはできないと考えています。年齢超過していても、高浜市でも義務教育期間を超えても受け入れているともお聞きしています。今回はその年齢にもかかり切らない超過ということなので、豊橋市にある中学校に通うことはやむを得ないと考えます。何も学ぶことを否定しているわけでも拒んでいるわけでもありません。学ぶことは素晴らしいことですし、ぜひこの方には中学校を卒業して、高校やそれ以上必要ならば学んでほしいと考えています。本当に学びたいならば、いろんな手段があります。

今後、様々な地域で夜間中学校が開校されます。また、名古屋の中学も豊橋の中学も入学をもう締め切っています。来年度にされるなら、豊田にも開校されるとのことです。あれはどうだ、これはどうだということ言ったら切りがありません。冒頭にも申し上げましたが、市議会で彼の性格、中学校をどこに行かせるのかと諮るのは市議会の仕事ではないと考えています。

以上の理由から、高浜市議会の市政クラブとしては不採択でいくことがやむを得ないと考えておりますので、他の議員の皆様にも御理解をいただきますようお願い申し上げます。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、陳情第1号で賛成討論、12番、柴口征寛議員。

12番、柴口議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） それでは、陳情第1号 Cumayas. Sean Andrewさんのなごやか中学入学に関する陳情について、日本共産党を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

全ての子供には教育を受ける権利があります。日本国憲法第26条には「すべて国民は、……その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあり、義務教育については無償で受けられることが定められています。さらに、国際的にも子どもの権利条約第28条において、全ての子どもが教育を受ける権利を有することが定められ、各国に求められています。

このように教育は子供に保障された基本的人権であり、その機会は誰にとっても平等でなければなりません。国籍に関係なく子供が教育を望めば、自治体は最大限援助するべきだと考えます。

毎日往復で3時間以上もかけて通学し、帰宅してどのぐらいの学習時間が残るでしょうか。ただでさえ学校に通うのが大変である上に、本陳情の当事者はトランスジェンダーの当事者でもあります。トランスジェンダーの子供たちが学校生活の中で多くの困難に直面している現状があります。その結果、精神的なストレスを抱えたり、学校への不適応を起こしたり、中には不登校に至るケースも報告されています。彼女に遠い学校に通わせることは学校生活に適応する時間をさらに削らせることになるものと思います。

今回の陳情はそうした個別の困難に対して制度としての改善を求めるものであり、決して一個人の要望にとどまるものではないと考えます。私たちはこの陳情をより多くの子供たちが安心して教育を受けられる社会をつくる一歩として捉えるべきです。全ての子供が自らの尊厳を保ちながら学ぶことができる環境づくりは地方自治体にとっても重要な責務であり、社会の成熟度を示すものでもあります。

以上の理由から、本陳情に賛成いたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第3号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 高浜市税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 高浜市道路占用料条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 高浜市公共下水道条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和7年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和7年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和7年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和7年度高浜市下水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 Cumayas. Sean Andrewさんのなごやか中学入学に関する陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 議案第34号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第18回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第34号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第18回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれ14億7,422万円を追加し、補正後の予算総額を212億1,099万2,000円といたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

繰越明許費は上段の全世代楽習館解体工事業と、今回の補正予算で事業費を計上いたしております4件の計5件について年度内の完了が見込めないことから、令和7年度に繰り越すものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

地方債補正としまして、下から2段目の中学校施設改修事業は事業費の計上に伴い、限度額を増額いたすもので、14ページ、15ページをお願いいたしまして、下段の吉浜小学校長寿命化改良事業及び港小学校長寿命化改良事業は限度額を新たに設定いたすものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項5目教育費国庫補助金の小学校費補助金は、吉浜小学校及び港小学校の長寿命化改良工事に対する補助金を、中学校費補助金は南中学校の外壁等改修工事に対する補助金をそれぞれ計上いたすものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は今回の補正予算の財源調整として、公共施設等整備基金繰入金は吉浜小学校仮設校舎賃借料の財源として、それぞれ増額いたすものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項2目文書管理費は、不足する訴訟等業務委託料を増額いたすものでございます。

10款2項3目学校建設費の2、小学校長寿命化改良事業は、吉浜小学校及び港小学校の長寿命化を図るための改良工事に係る監理業務委託料、仮設校舎賃借料及び工事費を計上いたすものでございます。

10款3項1目学校管理費の2、中学校維持管理事業は、南中学校の外壁等の改修に係る工事費を計上いたすものでございます。

なお、小学校及び中学校におけるこれらの事業費につきましては、国の令和6年度一般会計第1次補正予算分として、国から学校施設環境改善交付金事業の交付決定を受けたため、令和6年度補正予算として計上する必要が生じたことによるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、まず繰越明許のほうで全世代楽習館の工事業についてお伺いします。

繰越しされる理由、それから、これ工事費については繰り越されることによって増額にならな

いかどうか、そこも併せてお聞かせください。

それから、26、27ページの歳入の部分の基金繰入金。財政調整基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金、この繰入れ後の残高について教えてください。

それから、28ページ、29ページの歳出2款1項2目文書管理費なんですけれども、訴訟の費用が不足するという事だったので、なぜ不足するのか。それから、この訴訟の業務委託料は、いつ提訴されたかの訴訟に充てられるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） まだありますか。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲） じゃ、一旦ここで切ります。

健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 補正予算書10ページの全世代楽習館解体工事事業の繰越しの理由につきましては、こちら解体工事の工期が令和6年11月14日から今月の3月14日までの予定でありましたが、解体工事に伴います騒音・振動に関して、近隣住民のほうから苦情の申立てが頻発いたしましたして、防音対策による工事の一部休止や工事時間の制限を余儀なくされたことから、1か月程度の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難になったことによるものとなります。

続いて、工事費の増減につきまして。例えば繰越しの理由が業者の都合による工期遅延などの場合につきましては、追加の予算が不要であるかもしれませんし、逆に物価高騰などの理由で予算が不足する場合は増額が必要になるかもしれません。現在も協議を継続しておりますが、まずは一日も早く安全に工事を完了させることを最優先に進めておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） 基金の残高についてでございます。財政調整基金の残高の見込みは約16億7,500万円を見込んでいます。また、公共施設等整備基金の残高としましては約1億円を見込んでいます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 補正予算書28ページ、29ページ、歳出の文書管理費の訴訟等業務委託料、なぜ増額するのかということでございますが、2月末に判決が確定した訴訟の報酬を支払うのに予算が不足するためでございます。それといつ提訴されたのかということでございますが、これは勤労青少年ホーム跡地発生土等に係る損害賠償請求事件のものでございまして、第1審の訴訟提起日が令和元年12月30日、第2審の控訴審ですね、これの訴訟提起日が令和3年12月16日でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まだ、ごめんなさい。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 失礼しました。

では、主要成果の8ページ、9ページのところで、中学校維持管理事業ということで、南中学校の校舎の外壁工事を行うということで1億1,451万円上がっています。これ、国からの国庫支出金と地方債を見ると、明らかに3分の1、1対3弱ぐらいなんですよね、地方債補正と国庫支出金の。その前の小学校長寿命化の改良事業を見ると、これは本当にざっくりなんですけれども、国庫支出金、確かに地方債補正とかその他もあるんですけれども、国庫支出金がそれなりにもらえているのかなと思うんですね。中学校のこの外壁工事というのが長寿命化改良工事に間に合わないから、今ちょっと先にやらなきゃいけないということなんですけれども。もし、これ長寿命化改良工事でやっていたら、国庫支出金のほうが変わってきたかなと思うんですけれども、そのあたりのお考えはどうであったのかというところと。先ほどの交付決定については、いつ交付が下りてきたのかについて確認したいと思います。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず長寿命化改良工事に合わせて行った場合の国庫支出金の額ということでございますが、基本的に防災機能強化事業に当たると考えております。今回、学校施設環境改善交付金3分の1を見込んでおりますが、交付決定もそのとおり来ております。交付決定のほうは2月17日にいただいております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田議員、2回目です。

○13番（倉田利奈） 2回目じゃなくて質疑漏れをお願いします。ごめんなさい、答弁漏れです。失礼しました。答弁漏れをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 説明がちょっと足りなかったのかもしれないですが、長寿命化改良工事、本体工事と行っていたとしても同様の額になったものと考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今の南中の外壁工事なんですけれども、同様の額になったんじゃないかというお話ありました。これ多分、外壁工事をやるということは、足場を組んで外壁を補修して塗り替えるのかなと思うんですけれども。長寿命化改良工事のときも、これ足場を組まないんでしょうか、どうなんでしょう。そのあたりについてもお聞かせいただきたいのと。

あと全世代楽習館についてお聞かせいただきたいんですけれども、私、旧分院の解体のときから言っているんですけれども、やはり近隣住民の方に騒音とか振動とか粉塵とか、そういうもの

を本当に出さない工法というのがあるものですから、なぜそういう工法でやっていただけなかったのかなというところと。そのあたりの契約というのはいったいどうなっていたんでしょうか。

やはりそういう工法はお金かかりますけれども、しっかりやっていただくということも大事かと思しますので、そのあたり教えていただけたらと思います。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） まず騒音、振動の基準値の範囲につきましては、ピーク時の平均値を計測するものとされていますが、施工業者からは瞬時で85デシベル以上を超えたときがあったとの報告を受けておりますが、規制基準を超したとの報告は受けていませんでした。ですので、基準値内での解体工事が行われていたとは認識しておりますので、引き続き、規制基準を遵守するよう注視、指導している状態ではあります。

そして、契約書の仕様、内容につきましては、解体工事の仕様書の中に解体に当たりまして、隣接する建造物に十分配慮する。万が一、損失等が発生した場合は受注者負担により適切に対応することなどが定められております。

工法につきましては、具体的な工法までの指定はございませんので、こちらの仕様書のとおりでやっていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 南中学校の外壁工事の関係で、長寿命化改良工事を実施した場合に足場を組む必要が出てくるんじゃないかという御質問なんですけど、基本的に足場を組むのは外壁改修がメインとなります。そのときに外壁改修を行うことで、あとは長寿命化改良工事の際は内部改修が主な工事内容となってまいりますので、足場を組むことは基本的にないと考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 全世代楽習館解体工事業なんですけれども、工事の完了が1か月延びるということなんですけれども、騒音とか振動、対策打たれて工事をすると思うんですけれども、これって近隣の住民の方の理解って既に得られているのかどうかお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 苦情の申立て等につきましては、先月、2月に入りまして、騒音・振動・粉塵についてのお話のほうが入るようになりました。それに当たりまして、施工業者のほうには騒音・振動の測定器を設置し、監視員を配置の上、解体工事を行っていただいて、測定時は基準値を一定時間超えた場合には、作業を中断するなどの対処を実施してまいりました。それ以外にも防音シートを増やすとか、高さを高くしたままにするとか、少しでも騒音を軽減できるように配慮をするほか、近隣住民の方には努めて声かけをいたしまして、作業工程の説明であっ

たり、騒音などの状況を直接確認するような形で工事のほうを進めております。よろしくお願ひ
します。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） さっき他の議員から、いろんなお金をかけて、もっといい工事があるん
じゃないかとか、いろんなものにもっとお金を使えばいいんじゃないか。その一方で、また基金
はためなければいけない。そういった意見を聞いていて、すごく矛盾も感じているんですけど
も。今ここに示されている工事というのは、やっぱりいろんなことを総合的に考えて、バランス
を取った予算の計上というふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 騒音・振動等を一切出さない工法というのがあるということをおっし
ゃっていましたがけれども、やはり予算には限りがございます。私ども老人憩の家の解体も行って
おります。高価な工法は選択しておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いま
すが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定
いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第34号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第18回）について、原案を可決することに
賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 議員提出議案第1号 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、鈴木勝彦議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第1号 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法等の一部改正等に伴い、条文の整備を行うものであります。

改正の主な内容でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、第2条第10項及び第12条の表中において、引用する条項をそれぞれ改めるほか、刑法等の一部改正により懲役刑・禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、第54条から第56条の懲役を拘禁刑に改めるものであります。

なお、附則第1条におきまして、この条例の施行を令和7年4月1日からとし、ただし、第54条から第56条までの改正については同年6月1日から施行、また第2条におきまして、この条例の施行を前にした行為の処罰については、なお従前の例にすることとしております。

説明は以上であります。

全議員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔11番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議員提出議案第2号 高浜市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、鈴木勝彦議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第2号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。同じく新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、標準市議会委員会条例の一部改正の内容を踏まえて、委員会についてオンラインによる方法の特例を定めるものであります。改正の主な内容でございますが、第15条の2では、大規模な災害等の発生等、または重大な感染症の蔓延により、委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、特例としてオンラインによる方法で委員会を開催できることを定めております。

第21条では、出席を求められたものの、オンラインによる方法での説明について、第25条では公述人の、第29条では参考人のオンラインによる方法により意見を述べるができることについて、それぞれ定めております。

最後に附則におきまして、この条例の施行日を令和7年4月1日からとしております。

説明は以上であります。全議員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔11番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第2号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 日程第5 議員提出議案第3号 高浜市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、鈴木勝彦議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第3号 高浜市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明をいたします。同じく新旧対照表も併せて御覧ください。

本議案は、私、鈴木勝彦、橋本友樹議員、荒川義孝議員、神谷直子議員、野々山啓議員、福岡里香議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、黒川美克議員、以上を提出者として提案するものであります。

本案は、標準市議会会議規則の一部改正の内容を踏まえ、委員会のオンラインによる方法の特例の追加のほか、現在の社会情勢に照らし、改正が必要な部分などについて、所要の規定の整備を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、第85条の2では、出席委員に関する措置として、出席委員にはオンラインによる方法で委員会に出席している委員を含むことを規定しています。また、第108条では委員会がオンラインによる方法で開かれている場合の委員外議員の発言について、第110条では委員長の発言について、それぞれ規定しております。第130条では議員が請願の紹介を取り消すときは、会議の議題となった後において議会の許可を、会議の議題となる前においては

議長の許可を得ることに改正するものであります。

第133条では、紹介議員がオンラインによる方法で説明することができることについて規定し、第136条陳情の処理については、その内容が請願に適合するものから、議長が必要があると認めるものに改正。

第143条携帯品については、時代に即した名称に改めています。

最後に、附則におきまして、この条例の施行日を令和7年4月1日からとしております。

説明は以上となります。全議員の賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[11番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、会議規則第136条についてお伺いしていきたくと思います。

なぜ今回、陳情の取扱いを変えないといけなかったのか、理由についてお示してください。

それから、2点目につきまして、市内在住・在勤・在学以外の陳情について、議会で取り扱わない理由についても教えてください。

それから、3点目ですね。市内在住・在勤・在学というのは、高浜市自治基本条例の市民とは対象が違ってきますが、なぜそのような扱いにしたのか教えてください。

最後ですね。議会運営委員会において、議会上げる陳情と上げない陳情、どのように判断されていくのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 10番、北川議員。

○10番（北川広人） それでは、第136条の件でありますけれども。今まではその内容が請願に適合するものということであったんですが、今回は議長が必要があるものと認めるというふうに変えさせていただいたということでもあります。請願に適合するものイコールが陳情として、それを取り上げるべきものであるということではない時代になってきたところもあり、そういった陳情も数多く出てきているという、他の議会の御意見も聞いたことがあります。それをもって、この部分は変更したというふうに御理解をいただきたいということです。

それから、今、2番目以降のものに関しましては、それはここで議会で決定するものではありませんので、この本会議で決定するものではありませんので、ここで今、一切出てきていない話でありまして、議長においては出てきてないことを審議するようにとられても困りますので、お止めいただくようお願いをして、答弁とさせていただきます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員、許可する前にお話しします。

ただいま北川議員が言われたように、議案の範疇において、そしてこれ、議会改革特別委員会ですべて、倉田議員も含め御審議されてきたことですので、それも踏まえた上で質疑をお願いいたします。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 国会でもそうですよね、こういう法律やりますと言ったら、どういう運用をするかということが一番大事なので、そこがきちんと決まっていなければ、逆に言ったらこれは正しいのかどうか分かりませんよね。ですから、もちろんこれは聞いて当然のことだと思いますので、それが逆に聞けないというのがよく分からないですし、市民の方もそこをきちんと明確にしてくださらないと、市民の方もこれからどうしたらいいか分からないと思うので、やはりそこはどのような考えでこのように規則を変えたのかについては御説明いただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、先ほども言いましたが、倉田議員も議会改革特別委員会にずっと出席されておりましたよね。たしか私の記憶でもそうです。その間にそういったずっと議論もされてきたと皆さんたちは理解しておりますので、その議会改革特別委員会の内容を踏まえ、この今回出された議案に対する質疑をお願いいたします。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今これ、ライブ映像で出ているわけですので。

○議長（杉浦康憲） そうですよ。

○13番（倉田利奈） ぜひ、ライブ映像がなかった部分についてはお答えいただきたいと、ここでお答えいただくことがすごく皆さんに公表して、市民の方に分かっていたかどうかということで私はすごく大事だと思っておりますし。

今まで、私、これ、2点目と3点目については明確なお答えがなかったんですよね。私、いろいろおっしゃっていたんですけども、よく分かりませんでした、理由について。ですから、やはり今回は市民の方に分かりやすく御説明していただけると非常にいいと思いますので、ぜひ御説明いただきたいし。

私、4番目の質問については、全然これ議論していないかなと思いますので、これ賛同者の方、どのように考えているのか教えていただかないと、市民の方が陳情で上げたけれども、じゃ結局それが、今までどおり議会で取り扱われなくなったとなれば、やはり市民の方にとっては不利益を被ることになりますので、そこはやはり答弁いただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 議案の範疇で答えていただければ結構です。

10番、北川広人議員。

○10番（北川広人） 申し訳ないですけども、何も決まってないところを聞かせろ聞かせろと言ってみえますけれども、この今回の議員提案で出させていただいている第3号議案、これが通った後に、議会運営委員会等で要綱等の決定をしていくということの流れになっています。要綱が決まっているから、これが出てきたという話ではありません。きちんとね、議会改革だとか議会運営委員会のところに見えたんですから、しっかりとその辺覚えておいてください。ここで聞く話ではありません。

それから、4番目のことに対してお答えしますが、1番目のことと同じです。陳情に適合するか、陳情として取り扱うべきものかどうかという判断を当然してからやらなければ議論になりません。そのことは、出てきたものは何でも受けろという話とは違います。しっかりとその辺のところを高浜市議会のスタンスとして持たなければならないというのが根底にある。これを御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

〔「委員長、委員長、すみません」と呼ぶ者あり〕

〔「委員長おらへん」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、議長、ごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 2回終わっていますが。

○13番（倉田利奈） あれ、要綱って決めましたよね。

○議長（杉浦康憲） 2回終わっていますので、ほかに質疑のある方。

〔発言する者あり〕

〔「何で覚えてないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議員提出議案第3号 高浜市議会会議規則の一部改正について反対いたします。

高浜市議会会議規則第136条では「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」とありますが、改正後は「議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。」となります。条例が改正されると、運用が今後大きく変わります。これまで陳情

は請願と同様に取り扱われ、郵送以外の陳情については議会に上程されてきました。しかし、改正後は市内在住・在勤・在学以外の方からの陳情は、議員へ陳情書を配布するにとどまることから、議会で取り上げられることはありません。

高浜市自治基本条例において市民とは、「市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者をいいます」と定義されております。しかし、改正後は高浜市自治基本条例が市民として定義する、いわゆる市内で事業または活動を行う方は陳情を行っても全く取り扱われないこととなります。

高浜市自治基本条例は、自治体の基本的な在り方やルールを定める条例で、市は自治体の憲法と位置づけており、この条例の第3条には、条例の位置づけとして「この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するもの」となっております。よって、議員が高浜市自治基本条例に反する運用を行う条例改正することは、議会が高浜市自治基本条例の理念を否定することであり、非常に問題です。

また、市民以外の方からの陳情については国民全体に関わる陳情もあり、そうした陳情は市民生活にも関わってくることから、これまでどおりの取扱いをなぜ変えないといけないのか理解できません。また、陳情内容を請願として議会に提出する場合、紹介議員が必要となります。一般の方が紹介議員となっていただく議員を探すことは非常にハードルが高くなります。

自治基本条例には、議員の役割と責務として、第9条第3項に議会は開かれた議会運営を目指すとされています。今回の条例改正は開かれた議会とは反対の議会を目指しているようにしか見えません。困難や生きづらさを抱えている全ての方の意見を議会へ吸い上げる仕組みと逆行するこの条例には到底賛成することはできません。

〔「条例じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○13番（倉田利奈） 失礼しました。規則改正には到底賛成することはできません。失礼いたしました。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

10番、北川議員。

〔10番 北川広人 登壇〕

○10番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議員提出議案第3号につきまして、賛成の立場で提出者を代表して討論をさせていただきます。

先ほど来から、他議員が言ってみえることがよく分らないです。というのは、これは条例ではなく、まず規則であります。規則は本来、地方自治法において議決事項になっていないんですが、どこの市町もおおむね議会に関してのものには規則をあえて上程をして可決をしているというのをやってきております。

私どもの持っている高浜市議会会議規則、これに関しましても、当然、高浜市議会、過去、これは上程されて可決されたものが、今ずっとつながってきているというのが現実であります。

ですから、規則ではありますけれども一部改正について今回提出をさせていただいたという経緯があります。

そして、先ほど来から他議員が言っております陳情の件につきましては、これは要綱の中で議会改革特別委員会で議論がされたものであり、ここの規則の中には一切入っていないことであります。これがここで議決をされてしまったら、こうなる、ああなるという、さも市民に対して恐怖心をあおったり、不信感をあおったり、こんな発言は許されるべきものではないです。

この後の議会運営委員会において、この会議規則の一部改正について可決後、議論がされるものであります。我々は正副議長を除いた全ての議員で議会改革特別委員会を1年間やってまいりました。その中で多数決ではありましたが、議会の本来の姿である多数をもって決められたものであります。これが守られなければ全くやってきた1年間の議論は意味がありません。残念ながら、やってきた議論を全く聞いてない。聞いてないというよりも、自分が思わないことに対しては頭に残らないと言ってもおかしくないぐらいの論理をここで言ってみえる方が見えます。高浜市議会議員として全く残念であります。ぜひ、全ての議員におかれましては、1年間の数多くやってきた議論をいま一度思い出していただきまして、この高浜市議会会議規則の一部改正について御賛同賜りますことをお願い申し上げて、賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[10番 北川広人 降壇]

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第3号 高浜市議会会議規則の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） どうも大変お疲れさまでございました。

令和7年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月25日から本日3月25日までの29日間にわたりまして、提案をさせていただきました同意2件、議案32件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも原案のとおり御同意、あるいは御可決を賜り、誠にありがとうございました。報告2件につきましてもお聞き取りを賜りありがとうございました。

審議の過程でいただきました建設的な御意見、御要望につきましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

令和6年度から市民予算枠事業交付金に若い世代の提案に特化したものとして、若者応援版の区分を設けました。このたび、この若者応援版によって1つの絵本が誕生しました。ランプシェードの鬼あかりをテーマとした「鬼のランプがとる街」という作品です。作者はイラストデザインの特技を生かし、また実家が窯業関係であることから、鬼瓦に込められた願いと文化を未来につないでいくという思いの下、この絵本を作り上げたそうです。ユーチューブでは音声付きのデジタル版を視聴することができます。鬼あかりの温かな光が印象的な作品をぜひお楽しみをいただければと思います。

若い世代の挑戦は彼ら自身の成長につながるとともに、高浜市全体を活気づけ、そして新たな挑戦を生み出す礎となります。市においては、今後も若い世代の声を聞き、その思いと挑戦を応援する市政を推進してまいります。

また、こちらも絵本についての話題ですが、かわら美術館・図書館では4月12日より企画展「うっかりやさんのペネロペ絵本原画展」が開催されます。リサとガスパールでも知られるフランスのゲオルグ・ハレンスレーベンとアン・グットマン夫妻によるコアラの女の子ペネロペの毎日を描くこの絵本シリーズは、日本でも累計320万部を超えて発行され、多くの人に愛されています。印刷された絵本とは異なる油彩原画ならではの色彩や質感が楽しめるこちらの企画展につきましても、ぜひ御覧をいただければと存じます。

最後に、議員の皆様におかれましては、市政発展のため、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これをもって、令和7年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る2月25日の開会以来、本日まで29日間、長期間にわたり、議員の皆様には熱心に御審議いただき、誠にありがとうございます。

会期中に各議員の格別なる御協力を深く感謝申し上げます。今後とも市民生活の安定と福祉向上、さらなる市政発展のために、一層御尽力をお願いしまして、私の閉会での御挨拶と代えさせ

ていただきます。お疲れさまでした。

午後 2 時34分閉会
